

あま市工場緑化に関するガイドライン

令和5年6月

あま市建設産業部企業誘致対策課

1 はじめに

あま市では、工場周辺の環境を保全しつつ、地域経済の活性化を図るため、あま市工場立地法第4条の2第1項に基づき、あま市工場立地法地域準則条例を制定し、指定区域内において、工場立地法における緑地面積率等の規制を緩和しました。本条例により、工場敷地の有効活用が可能となり、事業者の皆様の実業拡大や企業立地の促進に資するものと考えております。

他方、工場立地法においては、工場に緑地及び環境施設の設置義務を課すことで、周辺地域との調和を図っておりますが、条例により緑地面積率等の緩和を行うことで周辺的生活環境への影響が生じてはなりません。工場の緑地は、環境保全、精神衛生、従業員の健康、防災等の観点から非常に有用なものであるとともに、工場のイメージアップにも寄与するものであり、市が目指す持続可能な緑の都市づくりの観点からも重要なものと考えており、企業にとっても市民にとっても存在価値の高いものであると言えます。

そこで、本ガイドラインにより、工場緑化に対する市の考え方をお示ししますので、工場を設置する事業者の皆様にも是非ご活用いただき、質の高い緑地の整備・保全計画を立案いただきたいと考えております。地域環境の保全と地域経済の発展という条例の趣旨を改めてご理解いただき、事業者の皆様の積極的なご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

あま市建設産業部企業誘致対策課

2 工場立地法について

工場立地法では、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、法に定めた業種・規模の工場を特定工場とし、国が定めた準則により敷地面積に対する生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の割合を定めています。

※特定工場

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上

参考：工場立地に関する準則（国準則）における工場敷地利用の制限

○敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限・・・30～65%（業種により決まる）

○敷地面積に対する緑地面積の割合（緑地面積率）・・・20%以上

○敷地面積に対する環境施設面積の割合（環境施設面積率）・・・25%以上

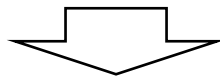
○重複緑地の緑地面積への算入割合（重複緑地算入率）・・・25%以内

※重複緑地とは工場の屋上や壁面の緑化、パイプラインや太陽光発電の下の緑地、緑化駐車場等、他の施設と重複している緑地を言います。

3 市準則条例について

市町村は緑地面積率、環境施設面積率及び重複緑地参入率について国の定める準則に代えてその地域の実情に即した準則を定めることができます。あま市においては「あま市工場立地法地域準則条例」を定め、市内の準工業地域、工業地域、市街化調整区域において下表のとおり緑地面積率、環境面積率及び重複緑地算入率の緩和を行っています。

区域区分	市内全域
緑地面積率	20%以上
環境施設面積率	25%以上
重複緑地算入率	25%以内



区域区分	右記以外	準工業地域	工業地域	市街化調整区域
緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上	10%以上	10%以上
重複緑地算入率	25%以内	50%以内		

4 工場の緑化について

(1) 緑地整備における考え方

条例により緑地整備の面的な緩和を行いますが、工場緑地は周辺環境との調和を図る上で非常に有用なものです。そこで、本ガイドラインでは緑地整備における市の考え方を示し、質の高い緑地の整備及び維持管理を適切に行っていただきたいと考えております。

ア 敷地面積に緑地面積率を乗じて算出した必要緑地面積の2分の1以上を樹林地（樹木による植栽）とすること。樹林地は地表部に設置し、次のいずれかに適合すること。

(ア) 10 m²あたり高木が2本以上あること。

(イ) 10 m²あたり高木が1本以上、かつ低木が3本以上あること。

(ウ) 10 m²あたり低木が6本以上あること。

※「高木」とは、成木に達した時に樹高3.5m以上となるものとします。

※「低木」とは、高木以外で成木に達した時に樹高0.3m以上になるものとします。

イ 設置する緑地は敷地周辺部に優先して設置すること。周辺に住宅や道路等がある場合は、その方向に重点的に樹林地を配置すること。

※樹木を周辺部に設置する際には落ち葉等が住宅や道路に落ちないようにする等の配慮をお願いします。

ウ 緑地以外の環境施設は必要最小限とし、なるべく緑地を設置すること。

※緑地以外の環境施設の設置を妨げるものではありません。

エ 緑地の配置において、敷地外からの景観に配慮すること。

※盛土をして植栽する等緑地の立体化も有用となります。

オ 緑地の適切な維持管理に努めること。

※定期的な剪定や日常的な管理等を計画的に行い、周辺的生活環境を損なうことのないように維持管理をしてください。

(2) 施行

このガイドラインは令和5年6月29日から施行します。